

苫小牧港津波・台風等対応要領

平成 17 年 10 月 12 日制定
平成 25 年 3 月 5 日改正
平成 26 年 7 月 9 日改正
平成 30 年 2 月 9 日改正
令和 7 年 3 月 13 日改正
令和 7 年 11 月 20 日改正

苫小牧港海上交通安全協議会規約第 9 条第 1 項（3）③に基づき、苫小牧港及びその境界付近における津波・台風及び発達した低気圧（以下「台風等」という。）の自然災害における船舶等の対応要領を次のとおり定める。

（目的）

第 1 本要領は、津波・台風等に対する船舶等の対応を予め定めておくことにより、津波・台風等の影響が生じる場合の苫小牧港における迅速な人命、財産の保護並びに船舶交通の安全確保を図ることを目的とする。

（勧告の種類と基準）

第 2 港則法第 39 条第 4 項に基づき港長が発出する勧告の種類と基準は次のとおり。

（1）警戒勧告（津波第一警戒体制）

北海道太平洋沿岸西部に津波注意報が発表されたとき。

（2）退避勧告（津波第二警戒体制）

北海道太平洋沿岸西部に大津波・津波警報が発表されたとき。

（3）警戒勧告（台風第一警戒体制）

台風の暴風域が苫小牧港に 12 時間以内に接近すると予想される場合。

（4）退避勧告（台風第二警戒体制）

台風の暴風域が苫小牧港に 6 時間以内に接近すると予想される場合。

（5）退避勧告（暴風（雪）に関する警戒体制）

発達した低気圧の接近により苫小牧市及び厚真町に暴風警報(暴風雪警報を含む)が発表され又は発表されると予想される場合。

ただし、何れかの市又は町にのみ暴風警報(暴風雪警報を含む)が発表され又は発表されると予想される場合は、個別に発表の必要性を判断する。

(6) 出域勧告(走錨注意情報)

原則として南寄り(東～南～西)の風が連吹する場合又は連吹することが予想される場合。

(勧告の解除)

第3 港長から勧告の解除が発表された場合、係留施設の管理者は、船舶の着岸・係留に対する支障の有無を確認し、支障が認められた場合は、直ちに関係官庁及び関係船舶に連絡すること。

2 解除にあたっては、岸壁、桟橋の被害状況及び港内障害物の有無等が確認され、原則として港内が安全になったと港長が判断した時に発表する。

(勧告への対応)

第4 港長から勧告が発出された場合、在港船舶等は別表1の1又は別表1の2に掲げる対策を講じること。

2 港長が発出する勧告入手する前に、気象庁が発表する大津波・津波警報、津波注意報(以下「津波警報等」という。)を得た場合は、人命の安全確保を最優先とし、勧告の発表を待つことなく速やかに別表の対応策を講じること。

3 会員は、関係者及び関係船舶に別表の対策について周知徹底を図ること。

(陸上避難場所の確保)

第5 係留施設の管理者は、船舶乗組員、乗客、陸上作業員等の避難に備え、予め関係機関と調整のうえ陸上避難場所等を選定しておき、関係者に周知を図ること。

(船舶の対応)

第6 船舶等は、津波・台風等の発生を認知したとき又は港長が発出した勧告を受けたときは、速やかに次の対応をとること。

(1) 避難に要する時間に余裕がない場合は、避難準備が完了した港口

に近い船舶から避難する。

ただし、港長が避難の指示を行う場合は、その指示に従うこと。

(2) 避難に要する時間に余裕がある場合は、原則として次に掲げる順に避難する。

- ① 旅客船
- ② 危険物積載船及び特定油を積載したタンカー
- ③ 一般貨物船
- ④ 大型クレーン船・浚渫作業船

(3) 避難海域は津波の規模等により異なるが、水深 100m 以上の海域以遠水深 200 メートル程度の海域が概ね安全と思われる。少なくとも水深 50m 以上の海域に避難するのが望ましい。

津波の規模によっては、水深 25m 以浅の海域では、破波に注意を要する。

(4) 避難海域への最短針路を次のとおり例示する。

- イ 水深 50m ライン
西港港口から略 215 度 3.5 海里
東港港口から略 215 度 6.5 海里
- ロ 水深 100m ライン
西港港口から略 215 度 11 海里
東港港口から略 215 度 11 海里
- ハ 水深 200m ライン
西港港口から略 215 度 12 海里
東港港口から略 215 度 12 海里

(5) 全ての船舶は、国際 VHF (その他の専用無線を含む。)、船舶電話 (携帯電話を含む。) 等を常時聴取若しくは聴取可能な状態にする等通信連絡体制を確保すること。

(情報の伝達)

第7 苫小牧港長（以下「港長」という。）から勧告の発出又は解除が発表された場合は、次の方法により伝達する。

(1) 原則として、事務局による FAX での一斉連絡とする。

ただし、FAX による一斉連絡が出来ない場合は、別表2の1～別表2の8「情報伝達系統」による電話・電子メール等連絡可能な手段により行う。

(2) 第一管区海上保安本部による航行警報、AIS メッセージ及び海の安全情報での連絡

- (3) ほっかいどうほあんによる国際VHF無線放送
- (4) 巡視艇等による在港船舶への直接周知（国際信号旗による周知、国際VHF無線による周知、電光表示装置による周知等。）
- (5) 石油コンビナート施設等において、大規模な災害が発生し、又は大規模な災害が発生するおそれのある場合で、かつ、緊急を要するときは防災無線を併用する。（他機関が実施した場合を除く。）

【参考】

信号旗	信号の意味
V L	熱帯性暴風が近づいている。あなたは適当な警戒手段をとられたい。
N D	津波が来る見込みである。貴船は、適当な予防策をとられたい。
R E	貴船は、錨地を変えられたい。そこは安全ではない。
U L	港内が危険のため、全部の船は、出来るだけ早く港外に出られたい。

（その他）

- 第8 会員は、津波・台風等の災害により船舶及び港内施設に被害又は事故が発生したことを認知したとき及び二次的な災害が発生並びに船舶交通に支障を生ずる事態を認知したときは、速やかに苦小牧海上保安署に通報する。
- 2 会員は、苦小牧港に入港する関係船舶に在港船舶がとるべき対応について予め周知し、不測の事態に備える。
 - 3 係留施設等の管理者は、船舶乗組員、乗客等の陸上避難を想定のうえ、予め避難場所を設定し津波・台風等の災害が発生するおそれがある時は円滑に避難することが出来るよう備える。

別表 1-1

津波に対する船舶等の対応

危険度	区分	津波情報の種類	津波来襲までの時間的余裕	船舶の対応			
				大型船、中型船、危険物積載船		航行船	港内着岸船
大津波警報 (津波第二警戒体制)	1.0m超 10m <予想高さ 5m <予想高さ ≦ 10m 3m <予想高さ ≦ 5m	なし なし あり	荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避 荷役・作業中止 港外退避	港外退避	港外退避	陸上避難	着岸後陸上避難
警戒警報 (津波第一警戒体制)	3m 1 m <予想高さ ≦ 3m 1 m <予想高さ < 1m 0.2m <予想高さ ≦ 1m	なし あり	荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避 荷役・作業中止 港外退避	港外退避	港外退避	陸上避難	着岸後陸上避難
解 除	備 考	津波注意報	港長が港内の安全を確認した後、発表する。	各事業者はあらかじめ対応マニュアルを作成し関係者に十分周知しておくこと。 小型船舶でも、十分津波に対応できる海域が港外に存在し、かつ避難する時間的余裕がある場合は港外退避でも可 港口付近及びシーバース付近は、津波発生時に潮流の速くなる可能性がある。 港口付近及び狭隘な部分では、潮流の速くなる可能性があるので、操船に留意する。 港湾工事・作業関係者は、直ちに作業を中止し、避難すること。 安全管理規程により避難基準等を定めている船舶は、その規程による対応を取ること。	港外退避	陸上避難	着岸のうえ陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難

【津波来襲までの時間的余裕】

な し : 大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外に避難、陸揚げ固縛等安全な状態に置くまで）が無い場合
あ り : 大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外に避難、陸揚げ固縛等安全な状態に置くまで）が有る場合

【言葉の説明】

- 大型船 : タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいう。
- 中型船 : 大型船及び小型船以外の船舶をいう。
- 小型船 : プレジャーボート、漁船等のうち、港内において容易に陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない）をいう。
- 危険物積載船 : プラントのタンカーワゴン（非危険物の石油類積載船を含む。）
- 陸上避難 : 船舶での避難は、高い危険が予想されるので、乗組員等は、陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を取る。
- 港外避泊 : 港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する。（港外避中に航行困難となつた場合は、港内避泊）
- 係留強化、エンジンの併用等により係留状態のまま津波に対抗する。（陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることを考慮する。）
- 陸揚げ固縛 : プレジャーボート、漁船等の小型船舶を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。

台風等に対する船舶等の対応

区分	発表基準	実施	項目
退避勧告 (暴風(雪)に関する警戒体制)	発達した低気圧の接近により苫小牧市及び厚真町に暴風警報(暴風雪警報含む)が発表され又は発表されると予想される場合。 ただし、何れかの市又は町に暴風警報(暴風雪警報を含む)が発表され又は発表の必要性を判断される場合は、個別に発表の必要性を判断する。	<ul style="list-style-type: none"> ・港外に避難可能な大型船及び危険物積載船は、原則として入港を見合わせ、安全な海域に避難すること。 ・港内に避難する船舶は、荒天準備を完了し、陸揚げして船体固縛又は係留の強化等の対策を講じること。 ・漁船及び小型船は、安全な場所に避難する等を定めている船舶は、その規程による対応を取ること。 ・安全管理規程により避難基準等を定めている船舶は、その規程による対応を取ること。 ・国際VHF (ch16) を常時聴取する等、連絡手段を確保すること。 ・AIS搭載船舶は、AISの作動を維持すること。 ・レーダー等により自船の周囲の状況を確認すること。 ・機関をスタンバイ状態とし、直ちに運航できる体制を維持すること。 	
退避勧告 (台風第一警戒体制)	台風の暴風域が6時間以内に接近すると予想される場合。		
警戒勧告 (台風第一警戒体制)	台風の暴風域が12時間以内に接近すると予想される場合。	<ul style="list-style-type: none"> ・在港船は、荒天準備を行ない必要に応じて直ちに運航出来るように準備すること。 ・荷役及び港内工事作業中の船舶は、天候の急変に備え荷役及び港内工事作業を中止できるように準備すること。 ・また、荷役及び港内工事作業の中止基準を監守すること。 ・漁船及び小型船は、安全な場所に避難する等を定めている船舶は、その規程による対応を取ること。 ・安全管理規程により避難基準等を定めている船舶は、その規程による対応を取ること。 ・岸壁、工事現場等においては、資機材等の流出防止措置を講ずること。 ・国際VHF (ch16) を常時聴取する等、連絡手段を確保すること。 ・AIS搭載船舶は、AISの作動を維持すること。 ・レーダー等により自船の周囲の状況を確認すること。 	
出港勧告 (走锚注意情報)	原則として東から西までの南寄りの風速15m/s以上の風が連吹する又は連吹することが予想される場合。	<ul style="list-style-type: none"> ・苫小牧港内及び周辺海域に錨泊しないこと。 ・苫小牧港内及び周辺海域に錨泊中の船舶は、直ちに抜錨し安全な海域に避難すること。 ・情報連絡のためVHF (ch16) を常時聴取する等、連絡手段を確保すること。 	
解除	港長が港内の安全を確認した後、発表する。		
備考			

※小型船舶：プレジャーボート、漁船等のうち、港内において容易に陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない）をいう。